

第3回 保健医療福祉分野における
電子署名等環境整備専門家会議
2022（令和4）年11月15日

保健医療福祉分野における電子署名等の環境整備について

厚生労働省 医政局
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

信頼性に関する基本方針

評価方針・基準(案)

信頼性に関する基本方針

保健医療福祉分野の特性を念頭に、電子署名等の環境整備に求められる信頼性を以下の通りとする。

信頼性に関する基本方針

保健医療福祉分野における電子署名等の環境整備に求められる信頼性

保健医療福祉分野において取り扱う情報の特性や遵守すべき法令上の規定を踏まえ、電子署名等に関する、電子証明書の発行時、発行後の利用時等、信頼性が求められる場面において、NIST Special Publication 800-63 Revision 3「Digital Identity Guidelines」に定義されている

- ・ 身元確認の頑強性（IAL：Identity Assurance Level）：Level 3
- ・ 当人認証の頑強性（AAL：Authentication Assurance Level）：Level 3
- ・ 認証情報連携の確からしさ（FAL：Federation Assurance Level）：Level 3

が求められる。

評価方針・基準（案）

令和5年1月の電子処方箋の運用開始を念頭に、早期に保健医療福祉分野における信頼性を評価できる電子署名に関する署名方式・署名事業と属性（資格）証明・属性（資格）確認の方法を以下の通りとする。

評価方針・基準（案）

早期に保健医療福祉分野における信頼性を評価できる電子署名等環境

- ・署名方式：ローカル署名
- ・署名事業：電子署名法に基づく特定認証業務を行う認定認証事業者による電子署名サービス
- ・属性証明：認定認証事業者による資格情報を属性証明書として格納、発行し、検証できる仕組み
「IETF/RFC 5755: An Internet Attribute Certificate Profile for Authorization」、
「ITU-T X.509: Information technology - Open Systems Interconnection -
The Directory: Public-key and attribute certificate frameworks」を参照した証明書プロファイル
- ・属性確認：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省、第5.2版 令和4年3月）に基づく
資格保有の確認、並びに、厚生労働省HPKIルート認証局下のHPKIサブ認証局と同等の確認手順

中長期の検討課題



中長期の検討課題

第1・2回の議論を踏まえ、中長期の検討を要する論点をまとめた。
他分野での検討を踏まえつつ、必要に応じ、保健医療福祉分野での検討を行うこととしてはどうか。

署名方式	講評
リモート署名	リモート署名ガイドライン（日本トラストテクノロジー協議会：JT2A）に定義されている「レベル2」または「レベル3」のセキュリティ要件が求められる。事業者のリモート署名に対するレベルの評価体制が整えられる必要性があり、所管省庁による体制整備の状況を踏まえ、随時、評価対象として検討する。
立会人型署名	利用者本人ではなく、事業者の電子証明書による署名に対する署名検証の標準や信頼性の評価基準や評価体制に関する所管省庁による整備状況を踏まえ、随時、評価対象の可否等検討する。

署名サービス事業	講評
リモート署名事業者	利用者と事業者の間での責任分界に関する一般的な基準や考え方に関する所管省庁の見解や検討を踏まえ、随時、保健医療福祉分野における検討を行う。
立会人型電子署名サービス提供事業者	立会人に対する評価基準や評価体制、利用者と事業者の間での責任分界に関する一般的な基準や考え方に関する所管省庁の見解や検討を踏まえ、保健医療福祉分野への適応可能性を含め、随時、評価対象の可否等、検討する。

トラストサービス	講評
eシール	データの発行元の組織等やデータの完全性を証明する「eシール」について、制度整備の検討状況等を踏まえ、保健医療福祉分野への活用可能性等を検討する。

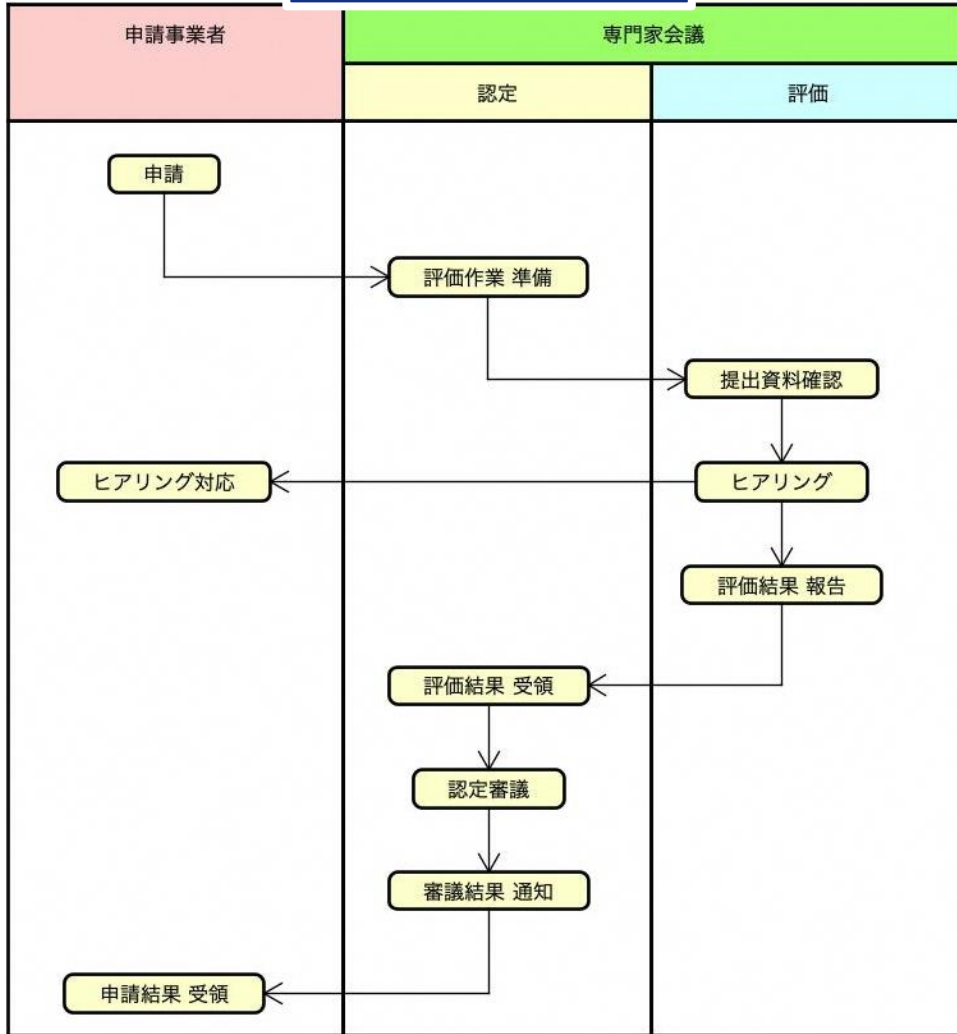
評価認定に関するフローと規定類



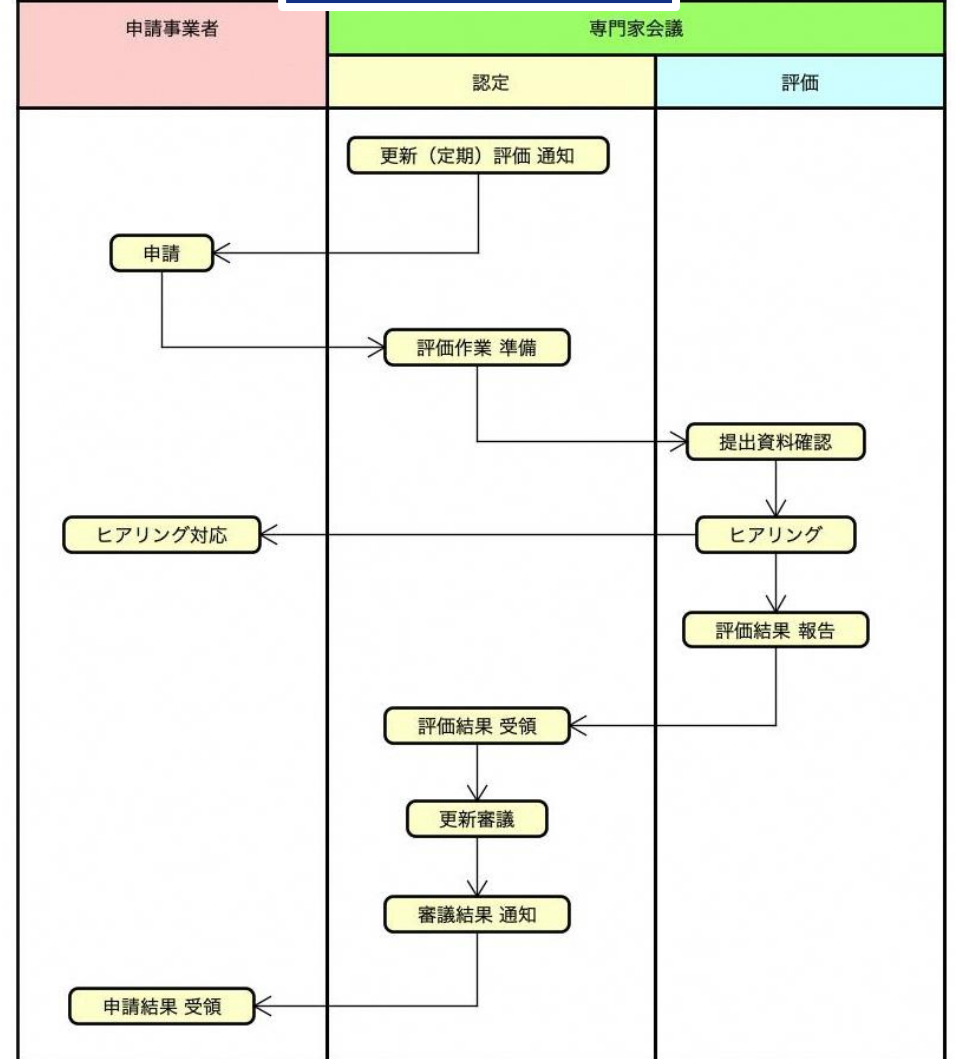
評価認定フロー(案)

事業者に対する「新規(変更,取消)申請時」と「更新(定期更新)時」の評価認定の実施フロー(案)をまとめた。まずは、専門家会議内で評価認定を行い、申請状況に応じて、評価作業班を設置してはどうか。

申請：新規(変更,取消)



申請：更新(定期更新)



規定類（規則、様式、基準）

評価方針・基準(案)に基づき、申請事業者側の評価申請規則(案)、専門家会議側の評価実施規則(案)をまとめた。今後、内閣府 規制改革推進会議の議論等を踏まえ、申請等について検討する予定。

申請事業者側

評価申請規則に基づく申請

- ・ 評価申請規則：事業者が専門家会議に評価認定を受けるための手順等を記した規則
- ・ 申請書類：事業者が申請に際して、表書きとして用いる様式（第1号様式）、特定認証業務を行う認定認証事業者である証明書類、事業者（概要）、認証局運用規程及び証明書ポリシー（現行版と更新予定版）

専門家会議側

評価実施規則に基づく評価認定

- ・ 評価実施規則：申請事業者に対して、専門家会議において、評価作業を実施し、評価認定を行う手順等を記した規則
- ・ 評価基準：申請事業者が提出する書類一式に対し、評価作業を実施する際の基準
 - 署名方式：ローカル署名、署名事業：認定認証事業者による電子署名サービス、
 - 属性証明：認定認証事業者による属性証明書、属性確認：HPKIサブ認証局と同等の確認手順

今後の予定



今後の予定

本日の会議での指摘等を踏まえ、事務局において修正等を行った後、早期に評価できる電子署名等に関する評価認定のフロー、規定類の持ち回り審議を行う。

第3回

本日

- 第1・2回の会議における意見を踏まえ、
早期に策定できる「保健医療福祉分野における電子署名と資格証明の評価方針・基準・規則等(案)」を議論
- 中長期に検討する論点の整理

～11/21(月)

- 評価認定フロー、規定類（評価申請規則、評価実施規則、評価基準）の原案の審議（持ち回り）

規制改革推進会議の議論等の後

- 「保健医療福祉分野における電子署名等環境整備専門家会議」サイトに規定類を掲載し、申請の受付開始
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28123.html